

管理しよう!

空き家の適切な管理の方法とは?

- 1 定期的に状況を確認して、必要なメンテナンスを行い可能な限り空き家になる前の状態を維持する。
- 2 土地や建物を相続をした際、速やかに法務局で登記手続きを完了させる。
- 3 遠方に居住して、容易に現地を確認できない場合は、地域の方に連絡先を伝え、問題が起きた際はすぐに連絡もらえる体制を構築している。

空き家が適切に管理されているか **チェック** してみましょう!

簡易チェック
全5項目

□ 屋根

屋根材の異状(破損やハガレ)

□ 家屋

水漏れやカビ、害虫の発生、
ベランダや外階段の腐食や破損、
サビ、雨といの外れや破損、
基礎の破損やヒビ

□ 窓・ドア

ガラスの割れや傾き、開閉の不具合

□ 敷地周り

草木の繁茂やごみ等の不法投棄、害虫やネズミなどの発生

□ 外壁

破損や浮き

近隣の方から
役場に寄せられる苦情の
多くは、草木の繁茂に
よるものです。定期的な
管理をお願いします



空き家を放置すると余分な出費が...

人が住まずメンテナンスが行われていない住宅は、傷みが早く、いざ、賃貸や売却を行う際、改修や修繕、草木の伐採など多額の費用がかかります。



「特定空き家等」になる前に、適切に**管理・活用**しましょう!

あなたの不動産は大丈夫?

相続登記が義務化!

令和6年
4月1日
より

相続登記 とは?

不動産の所有者が亡くなられた際に、土地・建物の名義を相続人に変更する手続きのことです。

※近年、所有者が亡くなられても相続登記が行われず所有者が不明確となり、不動産の取引や災害時の復興作業などが迅速に進められない事例が問題となっています。そのため「所有者不明土地解消」を目的に相続登記が**義務化**されました。

登記しないと どうなるの?

相続登記をしていないと、不動産を任意のタイミングで処分できないことや相続を重ね相続人が多数となれば調査にも時間を要し費用も高額になります。また、正当な理由がなく不動産の相続を知った日から3年以内に登記の申請を行わないと10万円以下の過料が科される可能性があります。特に相続人の関係が複雑な方は司法書士や弁護士などに相談しましょう。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても「相続登記義務化」の対象です。